大阪女学院大学国際共生研究所通信　第 15 号

RIICC Newsletter

October 31, 2021

Osaka Jogakuin (Wilmina) University
Research Institute of International Collaboration and Coexistence
大阪女学院大学　国際共生研究所　http://www.wilmina.ac.jp/ojc/edu/RIICC
540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54　　e-mail:riicc@wilmina.ac.jp

Contents

巻 頭 言	「異文化」に潜む落し穴	馬渕　仁	1
論　　説	専制と自由 3 Tyranny vs. Liberty 3	幡新　大実	2
研究活動報告	公開研究会	幡新　大実	4
	Project 1	樋川　和子	5
	Project 3	奥本　京子	5
書籍紹介 1	APPLYING THE RASCH MODEL	Matte,Barrie	6
2	TEACHING LANGUAGE ONLINE	Wong,Aeric	6
書籍紹介 3	異文化コミュニケーション学	四元　章子	6
4	ガザに地下鉄が走る日	円城由美子	7
研究所紹介	長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）		7
新刊紹介 1	Learning as Development	幡新　大実	8
2	グローバル・ヒストリーと国際法	樋川　和子	8
3	内省的フィードバックを取り入れた効果的な英語ライティング指導	松尾　　徹	8
編 集 後 記		幡新　大実 / 樋川　和子	8

巻頭言

「異文化」に潜む落し穴

馬渕　仁

「異文化」という言葉の成り立ちをご存知だろうか。同様の文脈で使われる「国際化」と比べると、その歴史はかなり新しく、1981 年に「異文化間教育学会」が設立された頃から、その言葉が広まり始めたと言われる。初代学会長であった京都大学の小林哲也教授（当時）と、後に二代目の会長になる国際基督教大学の星野命教授（当時）[1] の回想によると、英語の “intercultural” の日本語訳を学会名にしたいとの思いで「文化間」という言葉を考えたが、それに「異」を付けた「異文化間」を思いつかれたのだという。すなわち、原語にはない「異」を付けることになったのだが、大切なのは「異」よりも「間」の方だと、学会設立当初は繰り返し述べられていたことを思い返す。しかし、言葉の流布という現象は皮肉なものであり、それを使い始めた人たちの思惑を超えていくことになる。現在は、「異文化間」と「間」を付して使われることは少なくなり、「間」のない「異文化」という言葉が、広く使われるようになった。

そもそもが教育に関わる研究者集団から生まれた言葉であるだけに、「異文化」は、特に教育関係者に馴染み深い言葉となって浸透していった。例えば「異文化理解が求められる」「異文化に触れることが大切である」といった表現は、教育政策において、カリキュラムにおいて、そして学校や地域の交流プログラムにおいても頻出するようになる。そのひとつの大きな契機となったのは、2008 年に中央教育審議会大学分科会が「学士力」について喫緊の提言を出し、その冒頭の「知識・理解」の第一項目として「多文化＿異文化に関する知識の理解」を掲げたことによる。以来、大学の授業科目名にも「異文化」を冠したものがさらに急増していったことは、周知の事実であろう。

「異文化」という言葉の成り立ちについて、短く振り返ってみた。ところで、次のようなことに気づかれないだろうか。主に国と国との間で生じる現象に「異」を冠した同様の言葉、たとえば「異人」や「異国」などは古くから使用されていた言葉であるのに、現在は特定の状況を除くと殆ど使用されない。然るになぜ、「異文化」は何の躊躇も変化もなく、使われ続けるのだろうか、という問いである。

実は、「異文化」という捉え方には大きな問題があるということが、その言葉を広めた異文化間教育学会の一部の研究者間で取り上げられている。その内容は、二つのポイントにまとめられる。

第一は、「異文化理解」には、その反対側に「自文化理解」があるとの前提、すなわち「自らのもの」と「異なるもの」という二項対立の構造が前提になっている点である。二項対立的比較の陥穽は、ほぼ当該の「文化の違い」にのみ関心が焦点化され、「文化の内部」にある「多様性」が著しく看過される危険性が大きいことにある。例えば、日本文化と総称し、様々な事柄が一般化して論じられることに、違和感や危うさを覚えた経験はないだろうか。言い換えると、日本のなかに厳然と存在する、地域・ジェンダー・世代・所得などの様々な差が覆い隠されてしまうことによって表出する問題である。さらには、固定化した文化の理解は、それぞれの文化は変化、変容していくという可能性を覆い隠し、また特定の文化へのステレオタイプを助長する働きをも担う。そのような多様性や柔軟性を見過ごし、過度な一般化に立つ「異なる文化（異文化）」と比較することの妥当性、いやその意味とは一体何なのだろうか。私たちは、真剣に問い直さなくてはならない。

第二の大きな問題は、「異文化理解」を目標にして「異文化」をよく知ろうとする姿勢や態度が、逆にお互いの理解を大きく妨げる危険性である。近年、やや下火になってきたが、海外交流プログラムなどではさかんに「カルチャーショック」が取り上げられてきた。今世紀初頭より、従来「カルチャーショック」と見なされてきた事柄の多くが、実は「文化」の違いによるのではなく、当事者のそれまでの家庭環境、食生活、団体生活経験の差によってもたらされているとのレポートが相次いでいる。考えてみれば、一つの海外プログラムの中で、「カルチャーショックに陥った」とされるごく一部の者が殊更に取り上げられるのである。それを、国の文化の違いによる問題と決めつけて取り扱う前提そのものが、まず問い直されなければならないだろう。そのような知見により、近年は、海外プログラム参加者へのオリエンテーションなどで大切なのは、「文化の違い＝異文化」を予備知識として刷り込むことより、自らが属するグループと国が異なる人のグループの間にある「共通点」を見出す姿勢を培うことだと説かれるようになってきた[2]。

筆者は、「異文化」という言葉を標的に批判を重ねることを目的に書いているのではない。世の中に広く当たり前に行き渡る言葉にも落し穴が潜むかも知れないと疑うこと、そして多くの人たちが常識だと捉えている言説にセンシティブである姿勢が、学びにおいて不可欠だと伝えたいのである。

私たちは、振り返りを重ねることで、他者の痛みや人権への関心の低さに気づき、そこから脱却する試みを繰り返してきたように思う。冒頭に記した異文化間教育学会の創立者たち、すなわち「異文化」の名づけ親とも言える方々が、晩年、「異文化」の「異」について、思いや懸念を文書に綴ってこられた。そのことを考えても、「異文化」は軽々に使う言葉ではないのだと強く思う。今や日本社会に定着してしまった「異文化」や「異文化理解」という言葉の使用は、もはや避けられない現状にあっても、その言葉が押し殺してしまう「文化内の多様性」や「文化間の共通性」への省察、常識や当たり前に対するセンシティビティを、私たちは持ち続けたい。そのような教育を試みたいと願うものである。

(1) 両氏の推薦により、1993 年、当時の大阪女学院短期大学で、異文化間教育学会の第 14 回大会が開催された。本学が全国規模の学会の大会校となった、数少ない事例である。因みに両氏は、共に熱心なクリスチャンでもあった。

(2) 「異なる点」ではなく、「共通点」に焦点をシフトしようとする考え方は、社会の分断化が進む昨今、その大切さが見直され始めている。2019 年から日本国内でもベストセラーになった「FACTFULNESS」では、思い込みの一つとして「パターン化本能」の問題点を取り上げ、「同じ集団の中にある違いを探そう」、そして「違う集団のあいだの共通項を探そう」との提言をしている。

論　説

専制と自由 3
Tyranny vs. Liberty 3

幡新　大実

「専制と自由」も 3 回目になる。思えば 2 年前、香港にいる「逃亡犯」を中国「本土」で裁判にかけるために引渡すことを可能にする法案に反対運動が沸き起こった。「逃亡犯」といっても、裁判にかけるために引き渡す、つまり未だ裁判で有罪と決まったわけではないのだから、無罪が推定される。従って「逃亡犯」ではなく「被疑者」というべきである。また、中国「本土」の実効支配権力による「政治犯」の刑事訴追などは、人権の視点から言えば、法の適正過程にそったまともな刑事訴追（*PRO*SECUTION）とは到底いえないから迫害（*PER*SECUTION）となる。その迫害の恐怖のために境外へ逃れた人は難民（REFUGEE）となる。そういう人を庇護する（かくまう）のが国際法の要請である。そういう人権のイロハに注意を喚起したかっただけである。従って、元来、連載を企画していたわけではない。現地情勢が 1 回で終えることを許さなかっただけである。

日本の報道は広く香港立法会の法案を「条例案」と呼ぶが、この日本語もまるで日本の地方自治の類推で香港が中華人民共和国の中の地方自治体の 1 つに過ぎないかのような誤解を与える。香港はイギリスから中華人民共和国への主権移譲条約（名称こそ「共同宣言」だが両国で批准されて国際連合に寄託された国際法上の条約[1]）により、2047 年まで「一国二制度」で中国「本土」とは別の「法域」を形成している。イギリスでもイングランド・ウェールズとスコットランドと北アイルランドそしてマン島やノルマンディー沖の島々でそれぞれ法域が違うように。香港ではイギリス主権下で従来適用されてきた判例法や議会立法や勅令等が維持され、香港立法会が立法権を担っている。そのため、香港立法会は日本の地方議会ではなく国会に相当するので、「条例案」ではなく「法案」というべきであろう。とくに、香港は、中華人民共和国法域の「司法」機関による「刑事訴追」とは名ばかりの迫害の危険から難民を庇護することができるはずの別の法域なのだから、もう少し日本語には気を付けて欲しい。

香港には昔から難民がいた。たとえば、1930 年、のちのホーチミンこと阮愛国は、ベトナム共産党、次いで東洋＝インドシナ共産党を組織して、フランス領インドシナ連邦（仏印）の裁判所で欠席のまま死刑を宣

告されて指名手配されたので、普段は中国人「宋文初」（広東語の英語表記で Sung Man Cho、越南国語で Tống Văn Sơ）を名乗って香港にいた[2]。しかし、シンガポール警察が彼こそ「阮愛国」であるとの情報をつかみ、1931 年 6 月 6 日、香港警察が逮捕した。イギリス人事務弁護士 Francis Henry Loseby が接見交通した。同年 8 月 6 日、香港総督 Sir William Peel が植民地省の方針に従い阮愛国の仏印への追放を決めた。事務弁護士 Loseby の依頼で法廷弁護士 F. C. Jenkin が香港高等法院でその決定を争った。曰く、宋文初には香港法上の犯罪事実が認められないために引渡令は使えないからといって追放令を代りに使うのは邪道であると。その懸念が 8 月 14 日に退けられると、事務弁護士 Loseby はロンドンの法廷弁護士 Denis Nowell Pritt に依頼して枢密院司法委員会に上訴した。被上訴人、香港典獄を代表する植民地省は、訟務長官 Sir Stafford Cripps の助言により、しぶしぶフランス領やフランス船以外に追放することで和解することにした。和解が成立したので、1932 年 7 月 21 日、枢密院は上訴を棄却した。宋文初こと阮愛国は結核の治療のためしばらく香港の病院にとどまり、1933 年 1 月に香港を離れた。1940 年、日本軍が北部仏印に進駐した。1941 年 5 月 19 日、阮愛国はその北部仏印において越南独立同盟会（越盟＝ベトミン）を組織した。遡って 1931 ～ 2 年に、もしイギリス人法律家たちが香港の自由を守らなかったら、のちのベトナムの独立はなかったかも知れない。

思えばアヘン戦争当時の香港島は、その人口を多く見積っても 7 千人を超えることはない貧しい漁村であった。その香港の人口がイギリス植民地である期間に 1 千倍の 700 万人近くまで膨れ上がったのは、人口の自然増加では説明できない。それだけの人口を中国「本土」から狭い香港に惹きつけたイギリス植民地支配が本当に極悪非道だったのか、それとも、それだけの人口流出をおこした中国「本土」の方に何か深刻な問題があったのか、その人口移動（migration）の原因は、その当事者の視点で評価し直す必要があるだろう。少なくとも、現代の香港人が、中国「本土」に適用されている「法」よりも、2047 年までは香港に残っているはずのイギリス法の残影の方により大きな信頼を寄せていたからこそ、中国「本土」の「司法」当局に香港人の身柄を引渡す法案に対して、大きな反対運動が巻き起こったのではないだろうか。

翌 2020 年 6 月 30 日、北京の立法機関が「維護国家安全法」を採択し、それを権外の香港法域において即日施行して国際法（香港主権移譲条約）に違反した。中国語の「維護国家安全法」とは名前も目的も日本で悪名高い「治安維持法」によく似ている。ただ、日本の例は内容的には皇「国体護持法」であった。中国の例は、維持や護持の字義に関わらず、内容的には、中国の共産党独裁という紅「国体」の域外適用、つまり香港法域や台湾法域の自由を剥奪することを目的としていて、もっと侵略的であるという違いがある。

香港における自由と民主主義の弾圧は決して「司法」だけの仕事ではない。100 年前にモスクワからの指令を受けて上海で結社された中国共産党は 1927 年以来ヤクザ（匪賊）を使って在中外国居留民に対する暴行を繰り返してきた（当時イギリス外務省がそう見てソ連と断交）。1937 年の盧溝橋事件後の日中両軍の停戦努力をご破算にして両国を事実上の全面戦争に引きずり込んだのも、同様の共産党の赤色テロと前年の綏遠（現況内モンゴル自治区）事件の仇を討とうとした関東軍参謀たちの越権、つまり日中両国のそれぞれの身内の反乱の相互作用であったと見る方が真相に近いと思われる（今井武夫『支那事変の回想』1964 年）。だから、香港の学生運動も、実はガンジー式の非暴力不服従運動を展開していたのに、（まるで 1932 年の上海事変で日本軍が演じたように）共産党が匪賊を学生の間に紛れ込ませて暴力沙汰を起こさせ、裁判所がその謀略に欺罔されてその責任を学生たちに帰している可能性は低くないのである。1989 年の天安門事件の武力鎮圧前の一部学生の暴徒化も鄧小平の謀略というべきであろう（NHK スペシャル 2019 年 6 月 9 日『天安門事件～運命を決めた 50 日』）。謀略の自作自演は、関東軍の専売特許というより、シベリア出兵以来の共産党対策の中で日本軍の方がそのやり方を学習したといった方が真実に近いのかも知れない。その習得により、日本軍はかえって共産党の術中にはまって日中戦争にのめり込むあまり、対米関係を悪化させて自爆し、その後はアメリカを直接当事者とする冷戦へと連なっている。その冷戦はこの地域では未だに終わっていない。

だからこそ、2021 年 8 月 15 日のカブール陥落を 1975 年 4 月 30 日のサイゴン陥落と比較して、アメリカの信頼性どころか人権と民主主義に「民族主義」の立場から疑問を投げかける動きには警戒が必要である。とくに日本人は大東亜共栄圏を謳い文句にアメリカと戦って敗れたためか、アメリカの敗北を説く言論が大好きなので、なおさらである。

しかし、朝鮮戦争やベトナム戦争が本当に大東亜民族の独立戦争だったといえるだろうか。1968 年のホーチミンの死後、1973 年 1 月 27 日のベトナム民主共和国（北ベトナム）とアメリカ合衆国の間のベトナムにおける戦争を終結させ平和を回復する協定（国と国の間の平和条約）をアメリカが遵守してアメリカ連合軍の撤退を完了したあとに、同平和条約に違反して戦争を継続し越南共和国（南ベトナム）の戦争回避策に付け込んで追い詰めて大量の難民を流出させたのは北ベトナムであった。そのような武力統一は果たして本当に「ベトナム民族の願い」だったのだろうか。同様のことがアフガニスタンにも問われる。2020 年 2 月 29 日のタリバンとアメリカ合衆国の間のアフガニスタンに平和をもたらす協定（交戦団体と国の合意）に従ってアメリカ連合軍が撤退を進める一方、交戦団体は「アフガニスタン国内の停戦交渉と対話を」いつか始めると合意しながら（つまり停戦協定でさえないアメリカ

の降伏文書)、まず暴力で国土を制圧して難民を流出させ、女性を虐げようとしている。これも「イスラム教の教え」なのだろうか。

人権や民主主義などの理性的な規範や制度は運用するのが難しいが、戦争こそ民族の生存意志の最高の表出である der Krieg aber ist die höchste Äußerung völkischen Lebenswillens（ルーデンドルフ『総力戦』1935 年）といった情念に酔うことは易しい。この情念にドイツ人も日本人も中国人も朝鮮人もベトナム人も酔った。その結果、ドイツと日本は負けたが、朝鮮は引き分け、ベトナムは勝った。そして今、朝鮮でも中国でも共産党は未回収の国土と国民が敵に占領され苦しんでいると教えて捲土重来を期している。情念を煽る教育と暴力信仰の結合は危険である。暴力団と国を分かつのは「国は個人の人権を守れ」という命令の遵守だけである。暴力団が実効支配して人権の「押し付け」を拒否する「国」は少なくない。それを国として承認しても暴力団としての本質はそう変わるものではない。暴力団との闘いの中で国が過ちを犯すことはあるが、国の政策について内部から批判が出るのは健全な自由民主主義である。ただ、その批判に幻惑されて暴力信仰に屈するとすれば本末転倒であろう。

---

[1] ウィーン条約法条約

[2] Tom Vaizey (2020, January 16) Deporting Ho Chi Minh in History Today,
https://www.historytoday.com/miscellanies/deporting-ho-chi-minh <accessed 14 June 2021>

大阪女学院大学国際共生研究所 公開研究会

幡新　大実

■ 実施日時
2021 年 6 月 19 日（土）

■ タイトル
「バルト諸国の現代史と人権」

■ 講　　師
大中　真 氏（桜美林大学）

2021 年 6 月 19 日（土）に『バルト諸国の現代史と人権』(The Baltic States: Modern History and Human Rights）と題してオンライン公開研究会を開きました。本学・研究所では身近な東アジアの平和と人権をよくテーマにしますが、そこにも重要な視点を提供することができる地域としてバルト諸国を選び、実際に現地への留学経験のある桜美林大学准教授の大中真さんに体験談も交えながらお話頂きました。ドイツとロシアに挟まれて度々地図から消されてきたバルト諸国のそれぞれの「虐殺博物館」に象徴される苦難の歴史をたくさんの画像とともに振り返って頂きました。苦難の時こそ、日本のように音楽祭を自粛しない文化に打たれました。現代日本とのつながりの文脈でエストニア版マイナンバーカードについての質問なども飛び出しました。

研究会開催報告

公開研究会

●開 催 日　2021 年 6 月 19 日
●タイトル　「バルト諸国の現代史と人権」(The Baltic States:Modern History and Human Rights)
●講　　師　大中　真先生 (桜美林大学)

プロジェクト 1 研究会

第73回
●開 催 日　2020 年 12 月 9 日
●タイトル　「女性・平和・安全保障：安保理決議 1325 採択 20 周年：今後の課題 (Women, Peace and Security: the 20th anniversary of UN Security Council Resolution 1325 - future challenges)」
●講　　師　Hanaa Edwar 女史

第74回
●開 催 日　2021 年 1 月 20 日
●タイトル　「平和・安全保障意思決定への女性共同参画促進と民法の論理」

プロジェクト 3 研究会

第25回
●開 催 日　2020 年 10 月
●タイトル　「おにぎりアクション OJU2020、おにぎりランチ」（共催：大阪女学院大学国際協力コース）

第26回
●開 催 日　2021 年 4 月 9 日
●タイトル　「OJ におけるファシリテーションについて」

第27回
●開 催 日　2021 年 7 月 28 日
●タイトル　「ファシリテーション先行研究の検討」

研究活動報告 Project 1

樋川 和子

2020 年度はコロナ禍の中、平和・人権研究会が次の 2 回開催された。

2020 年 12 月 9 日の第 73 回平和・人権研究会は「女性・平和・安全保障：安保理決議 1325 採択 20 周年 - 今後の課題 」(Women, Peace and Security: the 20th anniversary of UN Security Council) と題し、オンラインで開催した。冒頭、本学の樋川和子教授が、女性・平和・安全保障に関する安保理決議 1325 号のポイントや、同決議のもと各国に作成が求められている国別行動計画の要素、日本の行動計画の問題点、女性・平和・安全保障分野における今後の課題などについて報告を行なった。引き続き、ゲスト・スピーカーとして、女性・平和・安全保障の専門家であるエドワー（Hanaa Edwar）イラク・アルアマール協会共同創設者・議長が、イラクにおける現状、課題について報告を行なった。両報告を通じ、安保理決議 1325 号の最も重要な要素である平和・安全保障に関する意思決定への女性参画、特に女性の政治参画という側面について、日本・イラク双方問題を抱えていることが明らかになった。特にイラクにおいては議会でクオータ制が導入されており、制度面では日本より進んでいるが、派閥の力などにより、女性活躍促進に否定的な女性議員が多く登用されることで、実態としてはより多くの女性の参画のための足枷になってしまっていることから、制度のみならず運用をどう確保していくのかも重要との点が強調された。

2021 年 1 月 20 日の第 74 回平和・人権研究会は「平和・安全保障のための意思決定における女性参画促進と民法の論理」という題で本学の幡新大実教授が報告した。2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 号は「加盟国に対し、紛争の予防、管理、解決のための国、地域、国際的機関や機構におけるあらゆる階層の意思決定において女性の参画と代表を確実に増進させ」、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の策定を要請した。英文では女性が意思決定の場に単に参加するだけではなく、意思決定の過程そのものに積極的に参画することを要請していることが明確である。民法で、そういう趣旨での意思決定支援は、成長過程や疾病、老化等の要因により意思決定能力が未熟、麻痺、衰弱している人が、自己の生命健康に関わる意思決定にできるだけ参画できるように支援するという文脈で現れる。女性一般にそういう能力の欠陥はないが、社会的な要因で慎ましく意思決定に参画しないように教育され、「女こども」とひとくくりにして保護対象にされ、能力はあっても発揮しない前提で社会が動いている場合が少なくない。そこで各国民法や英米信託法の論理は、意思決定の他者代行を本人意思の確認のためにあらゆる努力を尽しても叶わなかった時の最後の手段としてのみ許しており、同意に法的拘束力を与えるには、自由で真摯な参画意思の証拠が必要であることを説いた。

研究活動報告 Project 3

奥本 京子

プロジェクト 3 は 2014 年 11 月に活動を本格化させ、建設的・積極的なコミュニケーションのあり方を検討し、人間社会における関係性構築のための多様な形態について調査・研究を行ってきた。学問領域の垣根を越えて学際的視点でアプローチできる面白さや、実社会・実生活との結びつきが高いテーマを扱う実践的な側面を大切に、研究活動を進めている。

過去一年の主な活動をここで紹介する。3 回の研究会（第 25 ～ 27 回）が行われた。

*訂正：前号において報告した企画の回番号
（正　21 ～ 24 回、誤　18 ～ 21 回）

第25回　「おにぎりアクション OJU2020、おにぎりランチ」後援企画

・日時：2020 年 10 月
・会場：大阪女学院大学、また Zoom にてオンライン
・主催：国際協力コース

おにぎりアクションの期間は 10 月 1 日～ 10 月 31 日とのことで、おにぎりアクション OJU 2020「おにぎりを食べると、世界中の子どもたちに給食が届く、10 月 16 日（金）は世界食料デー！」とし、10 月 16 日（金）12:40 から Zoom にておにぎりランチを開催、後援した。本イベントのファシリテーションは本学が中心になって行われたが、研究会メンバーがオンラインファシリテーションの手法などを紹介し、その活動を支援した。

第26回「OJ におけるファシリテーションについて」

・日時：2021 年 4 月 9 日
・会場：大阪女学院大学演習室

新型コロナウィルス感染症蔓延による中断を経て、ファシリテーション共同研究再開のための研究会を行った。教員 5 名が、OJU/OJC において「ファシリテーション」をどう活用しているかについて、また、各学問分野・領域における「ファシリテーション」の位置づけ（先行研究）について、議論を再開した。

第27回「ファシリテーション先行研究の検討」

・日時：2021 年 7 月 28 日
・会場：大阪女学院大学演習室

第 26 回に引き続き、ファシリテーション共同研究のための研究会を行い、2021 年度の研究活動成果として、先行研究レビュー論文を執筆することになった。本研究会では、、各学問分野・領域における「ファシリテーション」の位置づけ（先行研究）について、具体的に共有しあった。社会学においてはファシリテーションに関する議論そのものが少ないこと、経営学からは実践に関する論文が多いこと、平和学・心理学と同様に開発学からも実践・理論の両側面からファシリテーションについて議論されていることなど、各分野・領域のファシリテーション研究の特徴も明らかになった。

書籍紹介 1

Applying the Rasch Model: Fundamental Measurement in the Human Sciences 4th Edition

Trevor G. Bond, Zi Yan, and Moritz Heene, Routledge, 2021, New York, NY, 348pp

Matte, Barrie

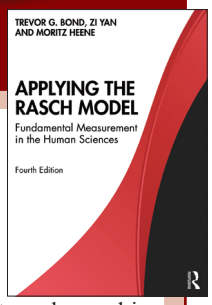

The Rasch model has gained prevalence among methods of statistical measurement in recent years. For many researchers of second language acquisition (SLA), the Rasch model is integral for both designing studies and analyzing data. The purpose of Applying the Rasch Model is not only to serve as an introduction to the model, but as a guide for both designing research as well as step-by-step instructions for using compatible software with the Rasch model.

This book describes how other research methods approach data, such as in qualitative and quantitative studies, and how critical design and analytical procedures are often overlooked. In the Rasch model, one of the primary objectives is to improve the quality of measures through standardized measurement. The authors discuss how many studies employ nominal, ordinal, or ratio scales to describe their data, overlooking issues related to data interpretation. The Rasch model uses an interval scale ("logits"), in which unit values remain the same. Applying the Rasch Model explains in both visual and in text how to comprehend data in this way, as well as providing a means to develop a clear interpretation of data for researchers to employ in their writing.

Some of the features included in the book are a companion website with free software, data sets, tutorials, PDFs, and worksheets that can be used in conjunction while reading the book, a very detailed outline of what the Rasch model is and why it should be used, a description of important principles of measurement, how to create item sets and rating scales for measurement, descriptions of the concept of invariance, Likert scales, and facets, as well as explaining the requirements for using the Rasch model. This fourth edition includes expanded and updated chapters throughout the book, as well as introducing some test procedures for using the Rasch model with R software packages.

書籍紹介 2

Teaching Language Online: A Guide for Designing, Developing, and Delivering Online, Blended, and Flipped Language Courses

Victoria Russell, Kathryn Murphy-Judy, NY: Routledge, 2021, 281pp

Wong, Aeric

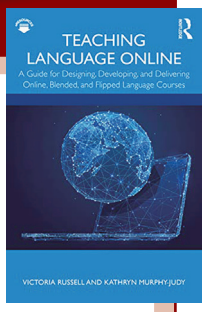

Since early 2020, COVID-19 has forced educators to adapt to a different mode of teaching. For some, the transition to online classes was a relatively minor inconvenience. For others, it was akin to suddenly being tasked with performing brain surgery. With a spoon.

Even for the technologically-adept, online classes bring several issues that were not as challenging in traditional face-to-face contexts: managing student engagement, digital-only delivery of content and materials, and striking the right balance between synchronous and asynchronous for every class meeting. Language courses are arguably not well-suited to online classes due to the need for interaction, group work, and teacher-monitored tasks.

This timely volume can be read in order but is also organized such that chapters can be referred to as needed. The first three chapters discuss general online course design and teaching, and later specifically address teaching language online and how it differs from face-to-face instruction. The final two chapters provide the reader with resources for online professional development and a review of recent literature. Each chapter ends with a conclusion, key takeaways, discussion questions, and suggestions for further reading.

Of particular interest to university language instructors should be chapter 3, What is Special About Teaching Language Online? In this chapter, the authors emphasize communicative competence and present 10 guidelines for teaching communicatively along with core practices for language instruction. Indeed, by pointing out that "communicative competence should be the overarching goal of every language course, irrespective of the delivery mode (traditional, online blended, or flipped)," the authors draw attention to an occasionally neglected part of language teaching.

This volume is essential reading for language teachers, particularly given the current state of education. The authors hope that this book provides educators with the tools necessary to deliver effective language lessons.

書籍紹介 3

『異文化コミュニケーション学』

鳥飼玖美子 著

岩波新書　2021年7月刊　260ページ

四元　章子

小学校五、六年生の頃だろうか、鳥飼玖美子さんが NHK の「世界の音楽」という番組で、遠い国から来日した音楽家に英語（？）でインタビューし、その内容をいとも滑らかに日本語でテレビの前の私達に届けてくれた。異文化という言葉は当時の私の語彙になかったが、その橋渡しをブラウン管の向こう側で軽やかにこなしていた鳥飼さんに憧れを抱いたことを思い出しながら、同時通訳の第一線で活躍されていた著者の新刊本を選んだ。まさにコロナ禍の一冊で、留学や海外体験等の異文化理解に関わる生身の活動が制限されたため、「相互行為としての言語・非言語コミュニケーションの実相」を浮き彫りにするドラマや映画等の映像作品を異文化理解の材料として考察しようというものである。日本では、異文化コミュニケーションというと兎角英語ばかり意識されがちだが、著者はこの英語支配的な状況にも批判の目を向けながら、川田順造氏の「文化の三角測量」を基に、二つではなく、三つの文化を比較する方法を展開している。英語以外の三つ目の文化として特に韓国語の映像作品に注目しているのは、最も近い異質性に出会う必要を感じているからだろう。E. ホールや R. ヤコブソン等の文化論を拠り所に、韓国ドラマ「愛の不時着」から、ギンスバーグ判事を描いた映画 On the Basis of Sex や英国女王のドラマ The Crown まで、数々の作品を異文化コミュニケーションの視点から考察し、吟味しているが、読者としてはやはり原作を自分の目と耳で確かめたくなる。本書がきっかけとなって、映像作品を観る目を肥やし、異文化理解への一歩が踏み出せる可能性があると思う。

書籍紹介4

『ガザに地下鉄が走る日』

岡　真理 著
みすず書房　2018年11月刊　305ページ

円城由美子

パレスチナと聞いて、何を想像するだろう。難民。しかし、難民とは一体どのような人々なのだろか。本書「ガザに地下鉄が走る日」で、著者岡真理は、自ら出会ったパレスチナ人の暮らしや生き様を丁寧に語っている。難民とはどのように生きている人々のことなのか。いつから難民になったのか。さらに、いつまで難民なのか。パレスチナと出会って 40 年という岡が祈りにも似た想いを込めて「過ぎ去らない人々」をつづっている。

キャンプ住まいのパレスチナ人は少なくない。1948 年、「ユダヤ国家」イスラエルが建国され、約 75 万人のパレスチナ人が居住地から排除された。ヨルダン川西岸地区と、レバノンなどのアラブ諸国に離散して難民となり、今では約 700 万人がキャンプ生活を送る。劣悪な住環境の中で差別され続けるパレスチナ難民は少なくない。

岡は難民のことを「no man」と呼ぶ。「国家」に入れていない彼ら彼女らは、「人権」を得ることができないからだ。人間としての権利を得ていない人々ゆえに、人間ではない、ノーマンだと。岡の問いは続く。国家とは、占領とは、攻撃とは、戦争とは、生きることとは、人間であることとは、生活することとは、死ぬということとは、そして難民であることとはどういうことなのか——と。

本書はパレスチナがどのようなところなのかを説明しているのではない。客観的な分析やグラフではなく、主観的であることを恐れずにつづられた、パレスチナ人との出会いと、彼ら彼女らの語りを伝えることで、恐らく「そしてあなたはこの世界をどう生きるのか」を問うているのではないだろうか。パレスチナだけではない、国を持たない多くの人々について、考える一冊だろう。

研究所紹介 長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）

被ばくを実体験したアカデミアとして

RECNA

センター長·教授　吉田 文彦

医学部の前身である長崎医科大学は爆心地から約 600 メートルに位置していました。悲惨な被爆の歴史を継承する長崎大学は 2012 年に、核兵器廃絶研究センター（RECNA：Research Center for Nuclear Weapons Abolition, Nagasaki University）を設立しました。被爆地にあるアカデミアの教育研究組織として、以下のようなミッションと事業を通じて、「核なき世界」への漸近に挑んでいます。

第一のミッションは、変化の激しい国際社会で通用するような研究の拠点であり続けることです。「RECNA からの発信だから」「RECNA の研究者が言っているのだから」と、国内外から一目置かれる存在でありたいと願っております。具体的な事業としては、主に核軍縮・不拡散に関する論文を収載する国際学術ジャーナル「Journal for Peace and Nuclear Disarmament」（英国 Taylor & Francis 発行）を編集しています。核廃絶に向けた地域的な選択肢として、北東アジア非核兵器地帯の設置があります。その実現に貢献するために、アジア・欧米の研究者が参加する「北東アジアの平和 と安全保障に関するパネル」（PSNA）を RECNA が主宰し、政策提言に取り組んでいます。

第二は、被爆地での人材育成です。長崎大学多文化社会学部・同じ研究科（大学院）では、高い専門性を持つ人材育成を進めています。核兵器廃絶長崎連絡協議会（長崎県・長崎市・長崎大学の三者で構成）主催の人材育成事業「ナガサキ・ユース代表団」では、幅広い視野と自主性を重視する若者の育成を続けています。RECNA は一貫して、専門領域の壁や国境の壁をこえた問題解決力の向上を重視しています。

第三は、「市民のためのシンクタンク」としての役割です。核廃絶に役立つ情報・資料を整理し、関心のある市民が自由にアクセスできるように努力しています。例えば、国連文書、各国政府の政策など、核軍縮・不拡散問題に関する多様な文献、資料を日英両語で提供するデータベースを作成しています。世界の核弾頭や核分裂物質のデータについて毎年、ポスター・リーフレットを作成して、RECNA のホームページで公開するだけでなく国内外の研究・教育機関に配布しています。

RECNA のホームページ
https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/

新刊紹介❶ 『SDGs 時代の国際教育開発学：ラーニング・アズ・ディベロップメント』

Daniel A. Wagner 著　前田美子 訳
法律文化社　2020年9月刊　204ページ

幡新　大実

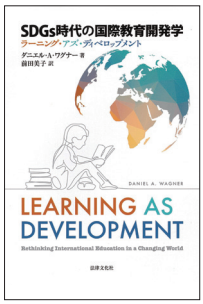

本学の前田美子教授が米ペンシルベニア大学で在外研究の機会を得たときに、著者のワグナー教授から歓迎に手渡された本を訳した作品である。英語の development の訳についての訳者の苦心の一端を敢えて表面化させて表現すると、訳者自身が「発展」途上国での教育「開発」に携わってきた経験の重みによって沈んでいた絶望の淵に一筋の希望の光明を差し込ませたのが、この本であったという。「先進国」目線の「発展」や「成長」の既定の道筋や階梯、ブレトン・ウッズ型ないし覇権の手段としての開発や経済「成長」が突き当たる限界を自覚することを超えて、国連が持続可能な開発の目標（SDGs）を提示している時代に本来求められる国際開発、人間開発の客観的根拠（evidence）に基づく実践的で学際的な手引書というべきだろうか。著者の豊富な国際開発、人間開発の経験がちりばめられ、訳者のように自分の経験と重ねる読者も多いだろう。とくに開発途上国の中でもまず中間層に焦点を当てるよりは、そこでも周辺に追いやられている最下層の底上げが重要だと思う人、そういう所にも関心が向かう人にとっては特に共感しやすく、学ぶところも大きいのではないだろうか。コラムや図表も豊富で初学者にも専門家にも読みやすい親切な本に思われる。紙面の都合から全訳ではなく、序章と終章を除いて原著全 12 ヵ章から訳者が特に重要な「国際開発」「人間開発」「開発としての学び」「学びの測定」「学びの公平性」の 5 ヵ章を選んで訳している。

新刊紹介❷ 『グローバル・ヒストリーと国際法』

C.H. アレクサンドロヴィッチ 著　D. アーミテイジ , J. ピッツ 編著
大中真 , 佐藤誠 , 池田丈佑 , 幡新大実 , 苅谷千尋 , 千知岩正継 , 周圓 訳
日本経済評論社　2020年10月刊　296ページ

樋川　和子

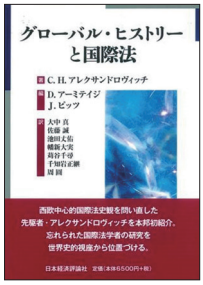

本書は、1648 年のウェストファリア平和条約を起点に西ヨーロッパで生まれた国際法が西ヨーロッパ列強の帝国主義的な拡大とともにアメリカ、アフリカ、アジアを呑み込んで広がり現在の世界的な国際機関や制度の基礎を築いたという国際法史の通説に対して、おそらく初めて本格的かつ実証的な批判を試みた論文を集めた作品といわれている。原著者のアレクサンドロヴィッチはポーランドの法学者で第二次世界大戦中にイギリスに亡命した後、独立インドのマドラス大学、シドニー大学、ケンブリッジ大学で教鞭を採った人物である。ハーバード大学で知的歴史・国際史の教鞭をとる原編者の 1 人のアーミテージ教授によると、国際法に対する第三世界アプローチ（TWAIL）やヨーロッパ中心主義的な国際法の地方化やトランスナショナルな関係を律する思い切った代替枠組みの提案など、諸々の自己批判的な国際法学の潮流の源泉をたどると、このアレクサンドロヴィッチに行き着くという。アーミテージは、原著者のことを「現代のグロティウス」と呼ぶ。本書は、そのような原著者がグローバルな歴史の中に現状よりも平等主義的な国際秩序の法源を探し求めた作品である。本学の幡新大実教授を含む訳者たちは英国学派研究会のメンバーである。ヘドリー・ブルらの国際関係論の英国学派に特徴的な西ヨーロッパからの『国際社会の拡大』史観そのものを根底から批判した本著作集を翻訳したことは、英国学派批判として評価に値するとみられている。ラテン語の引用の少なくない原著も、この翻訳でかなり敷居が低くなった感じがする。

新刊紹介❸ 『内省的フィードバックを取り入れた効果的な英語ライティング指導』

仲川浩世 著
溪水社　2021年3月刊　108ページ

松尾　徹

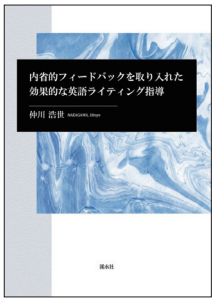

本書はライティング・フィードバックの理論的背景を基に、教員による学習者の内省を促す「内省的フィードバック」を提供した後のライティング能力の発達と、心理面の変化を分析した実践研究である。本書は著者の博士論文とその後の一連の研究の成果の集大成でもある。

本書の特徴として、学習意欲の低い学習者に焦点が当てられていることが挙げられる。内省的フィードバックとは、教員による学習者のライティングに対する明示的、暗示的なフィードバック、または励ましのコメントのことを指し、学習者はそのフィードバックから「気づき」を得るのである。すなわち、学習者は自己のライティングを振り返り、自律した書き手へと成長するとも言えよう。そして、教員はこの過程で学習意欲の減退を防ぎ、ライティング活動を支援する。一方、学習者は自分の学習活動を振り返り、教員はそこにコメントを与え、両者間にラポール（信頼関係）を築く。

本書では、内省的フィードバックを用いた指導（5 章）の他に、4 章でライティング指導モデル（Assisted Writing Approach）を構築し、その効果を検証している。この指導モデルにおいて、学習者はプロセス・ライティングや協同学習に従事し、教員はライティング以外に口頭フィードバックも与える。最終的に振り返りシートを提出させ、教員と学習者間のコミュニケーションを活性化させる。本書で紹介されているライティング指導モデルは、大学だけではなく中高の現場で学習者に寄り添い、意欲を向上させることに取り組んでいる先生方にとっても大いに参考になる内容である。

編集後記

★コロナ禍 2 年目に入ると思うように進まない企画や記事もあり、ニューズレターの編集にもいささか影響がありました。研究所所員と関連教員の近刊紹介も掲載しました。（は）

☆初めて編集委員会に参加させて頂きましたが、本学教員の研究活動など色々な形でご紹介させて頂くことができて良かったのではないかと思いますし、勉強にもなりました。（ひ）